

政令 第二十七号

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十二条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十五人」とあるのは、「二十六人」とする。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。